

「令和 4 年度次世代の活動の担い手育成事業」 企画運営業務 実施要領

1 業務名

「令和 4 年度次世代の活動の担い手育成事業」 企画運営業務

2 目的

地域のまちづくり活動の担い手を発掘・育成するため、将来のまちづくりの主役である小・中学生、高校生及び大学生などの若者に対して、世代に応じた効果的な啓発・体験により、まちづくり活動への意識醸成を図り、将来の地域まちづくり活動の担い手育成につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）までとする。

4 事業費

3,344,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 業務内容

本業務の企画内容は、以下(1)～(5)に掲げる項目を満たしたものとする。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこととする。

また、(1)～(5)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡し、効果的に実施すること。

(1) 小学生対象の取組

ア 目的

令和 3 年度に当課で制作したまちづくりについて学ぶための「まちづくりビンゴ」（別添 1 参照）等を、小学校などで活用し、小学生に楽しくまちづくり活動を学んでもらうことを目的とする。

イ 小学校での活用について

(ア) 企画立案

札幌市内の小学生を対象に「まちづくりビンゴ」等を活用し、まちづくり活動について学ぶ機会を運営すること。なお、企画内容や会場の設営等については、事前に札幌市及び小学校の担当者と協議の上、決定すること。

また、参加する小学生が地域のまちづくりにより関心を持ち、自宅における保護者との話し合いにつなげるための工夫など、「まちづくりビンゴ」等を効果的に進めるための提案を行うこと。

(イ) 実施場所について

札幌市内の小学校 10 か所にて、授業の一環として実施すること。実施する小学校については、札幌市が選定するものとし、日程や詳細については後日、札幌市及び小学校の担当者と受託者が協議し決定するので対応すること。

(ウ) 当日の運営

- ・ 「まちづくりビンゴ」の活用方法やファシリテーターの派遣人数については、事前に札幌市と協議すること。
- ・ 実施時間については、1 時限(45 分)程度とすること。

(エ) 備品等の準備及び調達

運営に必要な備品等の一切について調達すること。

(2) 中学生対象の取組

ア 目的

中学生を対象として、まちづくり活動の周知及び参加促進を行うことを目的とする。また、参加した中学生が、参加内容を自宅に持ち帰ることにより、その保護者などにも地域のまちづくり活動を理解してもらう。

イ 業務内容

(ア) 企画立案

札幌市内中学生を対象に、意見交換会等のまちづくり活動を考える機会を 2 事業程度企画運営すること。また、運営結果について、参加していない学校や中学生に対しても、まちづくり活動への関心を高めるきっかけとなる方法を提案すること。

(イ) 実施場所

実施場所については、受託者が手配することとするが、選定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止について、札幌市と十分協議すること。

(ウ) 参加者の募集

参加者の募集について効果的な方法を提案すること。また、受託者は必要な広報を行うこと。なお、参加者の申込受付は、原則、受託者が行うこととする。

(3) 高校生対象の取組

ア 目的

札幌市立高等学校特活部長連絡協議会と協力し、高校生の札幌市内における地域のボランティア活動への参加等を通じて、まちづくり活動への関心と積極性を育むことを目的とする。

イ 業務内容

(ア) 企画立案

札幌市立高等学校から高校生の参加者を募集し、各校1回ずつ(計8回)ボランティアへの参加をコーディネートすること。

また、ボランティア活動への参加のみではなく、まちづくり活動への意識醸成のきっかけとなるよう工夫すること。

実施時期や場所、高校生の参加や周知等については、札幌市立高等学校と協力する必要があることから、審査会での契約候補者選定後、受託者との契約前に調整する予定である。その結果次第では、提案と異なる契約締結となる場合があることに留意して提案に参加すること。

(イ) 参加者の募集

参加者の募集に協力してもらうことを高校側と調整予定である。このため、参加者の募集にあたっては、必要に応じて周知物を作成するものとする。

(4) 大学生などの若者対象の取組

ア 目的

まちづくり活動を実施している学生団体等と連携し、活動を支援していくと共に、その活動の発表の場を創出することにより、普段まちづくり活動に興味が無い若者などへもまちづくりへの参加を促すことを目的とする。

イ 札幌市まちづくり若者実行委員会の設立について

(ア) 企画立案

若者のまちづくり活動への参加を促進するため、大学生などの若者で構成する札幌市まちづくり若者実行委員会(以下、「実行委員会」と称する)を設立し、地域まちづくりに関するイベントや講座等を年3事業程度企画運営すること(後述の本事業の集大成となるイベントを含む。)。企画運営については、実行委員会が主体となるよう、受託者は後述のとおり支援すること。なお、実行委員の募集にあたっては、受託者が必要な広報を行うこととし、募集方法や委員が積極的に意見交換するための支援方法について提案すること。

(イ) 事務局

受託者は事務局として実行委員会の活動を以下のように支援すること。

実行委員会が行う意見交換の場所の提供、意見交換の資料作成・司会・とりまとめ、イベントや講座等を企画立案する際の実行委員会への助言、実行委員会を構成するメンバーへの連絡調整、実行委員会やイベントを実施する際に必要な一切の経費の支払い、札幌市やその他団体等と実行委員会の間の連絡調整など、実行委員会の運営が円滑になされるようコーディネートすること。

(ウ) 任命式及び終了式

任命式と終了式の企画運営と連絡調整を行うこと。なお、下記内容について

は、最低限実施すること。なお、任命者は事務局を想定している。

a 任命式

任命証の作成、任命式の開催、記念撮影、活動に関するガイダンス

b 終了式

終了証の作成とその授与、1年の振り返り

(エ) 実行委員会

イベントや講座等の企画運営に必要な回数、実行委員会を開催すること(8回程度を想定している)。なお、出席者に交通費相当としてクオカード500円分等の支給を想定しており、本費用についても受託者が負担すること。

ウ 本事業の集大成となるイベントの実施について

令和4年度の本事業の集大成と位置付け、小・中学生、高校生、大学生などの若者対象の事業を全て関連させ実施すること。

また、前述の実行委員会を中心に、より多くの若者がイベントの運営に関わるよう工夫し、若者のまちづくり活動への関心を高めること。また、来場者がまちづくり活動を身近に感じられるよう工夫すること。

イベント会場については、より多くの方が参加できるよう、地下歩行空間(北3条交差点広場〔西〕)等広い場所を想定している(地下歩行空間を提案する場合は、契約後、札幌市が会場の予約を行う。なお、地下歩行空間の予約は6か月前の1日からであるため留意すること。)

(ア) 実行委員会

イベントや講座等の企画運営に必要な回数、実行委員会を開催すること(8回程度を想定している)。なお、出席者に交通費相当としてクオカード500円分等の支給を想定しており、本費用についても受託者が負担すること。

(イ) 広報

イベントの周知など必要な広報を行うこと。

(5) アンケート

上述の5(1)から(4)で実施する業務については、それぞれアンケートを実施し分析を行うこと。

6 事業報告書の作成

本業務の実施結果について業務報告書にとりまとめ1部提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10に対応したWord文書等で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCD又はDVDに保存し併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

7 参加資格

次の条件のいずれをも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、別途指定する書類を提出すること。これをもとに市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (6) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

8 企画提案のポイント及び評価基準

本業務を実施するに当たって、以下の点を考慮して企画提案を行うこと。

- (1) 業務全体
 - ア 企画全体として、事業の目的に沿った効果的かつ効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか。
 - イ 事業全体の企画設計に当たっては、他都市で同様の事業を実施していないか、あるいは類似の取組で効果的な事例はないかを検討し、その内容を踏まえて、より効果的な企画が提案されているか。
- (2) 小学生対象業務
 - ア 小学校での「まちづくりビンゴ」等の活用は、小学生がまちづくりについて十分に学ぶことができる内容となっているか。
 - イ 参加した小学生がまちづくり活動により関心を持ち、自宅において保護者との話し合いにつなげるための工夫など、「まちづくりビンゴ」等を効果的に進められる内容となっているか。
- (3) 中学生対象業務
 - ア 中学生が、意見交換会等を通じて、まちづくり活動への理解と参加促進に繋が

るような内容となっているか。

イ 参加していない学校や中学生にも併せて、効果的にまちづくりについて PR する提案となっているか。

(4) 高校生対象業務

ア ボランティア参加へのコーディネートは、まちづくり活動について自ら考えるきっかけとなり、独自の蓄積した経験や知見を活かしているか。

イ ボランティアへの参加以外で、まちづくり活動への意識醸成のきっかけとなり、参加促進に繋がる内容となっているか。

(5) 大学生などの若者対象業務

ア 事務局の支援について、実行委員となる若者が地域まちづくりに関するイベントや講座等の企画運営に積極的に参加しやすい内容となっているか。

イ 本事業の集大成となるイベントはまちづくり活動を広く市民に周知できる内容となっているか。

(6) 見積価格・積算内容

提案内容に対する経費の積算は、適正であるか。

(7) その他

提案内容については、新型コロナウイルス感染症を起因としたまちづくり活動を取り巻く環境の変化を考慮し、かつ先進性及び独自性のある内容となっているか。

9 応募方法

(1) 質問の受付

企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、別添様式(別添2)により Fax 又は E メールで令和4年5月11日(水)15時までに後述の担当者あてに提出すること。

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

(2) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加する者は、郵送または持参により、以下の期限までに参加意向申出書(別添3の様式による。)を提出すること。

令和4年5月18日(水)15時必着

(3) 提案書類の提出

ア 提出書類

以下の書類を各15部作成し提出すること。

(ア) 企画提案書(前項5業務内容を網羅すること。)

(イ) 参考見積書

イ 提出について

(ア) 提出期限 令和4年5月25日(水)15時必着

(イ) 提出方法 郵送または持参

※ 持参する場合は平日の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

(ウ) 提出先 札幌市役所13階 市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目)

【名簿に登録されていない者が参加する場合】

名簿に登録されていない者が本企画競争に参加する場合は、以下の書類も提出すること。提出期限、提出方法、提出先は、上記 9 (3) と同じ。

- ・ 法人登記事項証明書（企画競争参加意向申出書提出日から 3 カ月前の日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可）
- ・ 申出書
- ・ 納税証明書（企画競争参加意向申出書提出日から 3 カ月前の日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可）
- ・ 直前 2 期分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）

10 選定方法

企画提案審査会において、評価基準に基づき審査を行い、総合的に最も優れていると認められた者を契約候補者として選定する。

(1) 企画提案審査会

令和 4 年 6 月 1 日（水）14 時 00 分、札幌市役所本庁舎（予定）

ヒアリングは、各社 10 分の説明と 10 分の質疑応答を予定している。時間等詳細については、別途通知する。

※ 提出された企画書等による事前審査を行う場合がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、一堂に会しての企画提案審査会を実施しない可能性がある。なお、その際のヒアリングの実施方法については、別途通知する。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画競争実施委員会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) その他

提案者が一者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

企画競争実施委員会が定める最低基準点（委員の総合計点の 60%）を超えない場合は契約候補者として認めない。また、合計得点が同点となった場合は、選考委員会の協議により決定することとする。

11 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間において、次のいずれかに該当するときは、提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明したとき
- (3) 不正な利益を得る目的で企画競争実施委員会の委員と接触し、又は利害関係を有

することとなったとき

12 留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提案書類の変更、差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類は、本企画競争に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 著作権等に関する事項は以下のとおりとする。
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に後述の担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (6) 以下のいずれかに該当するときは、失格又は無効となることがある。
 - ア 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
 - イ その他、札幌市が不適切と判断したとき
- (7) 委託業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意すること。

13 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合は、札幌市と受託者が協議した上で、契約前又は業務履行期間中に、業務内容や契約金額等を変更する可能性がある。

14 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 杉原

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156

「まちづくり」ってなに？



「まちづくり」とはみんなが住みやすい暮らしができるようにする取組の縮みのことです。

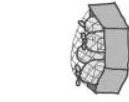
「まちづくり」って難しいぞうだけど…

みんなが自分たちの住むまちを、「もっとこうなってほしいな」、「ここをこう直したい」と言ったり考えたりすることから「まちづくり」は始まります。
みんなが住む札幌をよりよいまちにするためには、多くの人が「まちづくり」に参加することが大切です。

例えば、こんなこと！！

町内の清掃やごみの分別に協力しよう！

みんなのまちで行われるごみを拾う活動に参加してみよう！普段から家でごみの分別や、ごみステーションへのごみの出し方に注意するのも「まちづくり」。



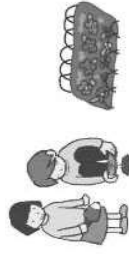
機会があれば子育てサロンなどで小さい子どもとふれあおう！

みんなのまちの児童会館などで開かれる、赤ちゃんや小さい子どもとの交流会に参加しよう！いろいろな年齢のお友達とお話しをしてみるのも「まちづくり」。



緑や花を増やす運動に参加しよう！

みんなのまちで行われる、木や花を植える活動に参加して、自然を増やしてみよう！みんなが住みたいと思えるようにするのも「まちづくり」。



ルールを守って自分の住むまちを大切にしよう！

交通ルールを守ることや、荷物が起きたときのために防災について確認をしよう！安心・安全なまちを目指すことも「まちづくり」。



まちづくりで頑張りたいことを書こう

まちづくりのために _____	がんばるを頑張ります！
～ お家のひととまちづくりで話したことを書こう ～	

保護者のみなさまへ

本日は、札幌市の「次世代の活動の担い手育成事業」の一環として、「まちづくり」について小学生のみなさんにも知ってもらおうと、「まちづくりビンゴ」を実施いたしました。

子どもたちがよく知っている遊びの中にまちづくりを取り入れることによって、「まちづくり」について少しでも興味を持っていたらいいと考えられています。保護者のみなさまにおかれましても、本日実施した「まちづくりビンゴ」のポイントの計算やまちづくりで頑張りたいことを一緒に振り返っていただき、家族で「まちづくり」についてお話をするきっかけにいただければと思います。「まちづくり」と聞くと、何をすれば良いのか一見難しく感じてしまいがちですが、地域を見渡すと多くの「まちづくり」活動があります。ぜひたくさん「まちづくり」を改めて見つけてみてください。

これから子どもたちが育っていく札幌市のまちに「にこにこ・わくわく・びかびか」をより一層増やしていくためにどんなことができるか、お子様と一緒に考えていただけると幸いです。

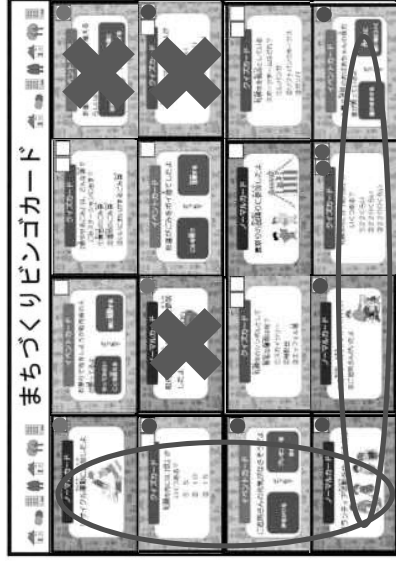
主催 札幌市民文化局市民自治推進課
事業受託者 公財)さっぽろ青少年女性活動協会

ふ 振り回いをしよう



まちづくりピンゴは楽しかったかな？ポイント数を数えてみよう！

ポイントの数え方



ピンゴになったところのポイント（にここに、わくわく、ひかびか）を数えよう！

ピンゴになっていないところは強盗だけど数えられないよ！

同じところは2回数えないように気を付けてね！

にここに



ポイント



ポイント



ポイント

このポイントが一瞥多かった
あなたは、安心してまちづくり
を自指す優しい心の持ち主
だね！

このポイントが一瞥多かった
あなたは、楽しいまちづくりを
自指すいろんなアイデアの持
ち主だね！

このポイントが一瞥多かった
あなたは、きれいなまちづくり
を自指すルールを守る強い正義
感の持ち主だね！

まちづくりについてわかってもらえたかな？

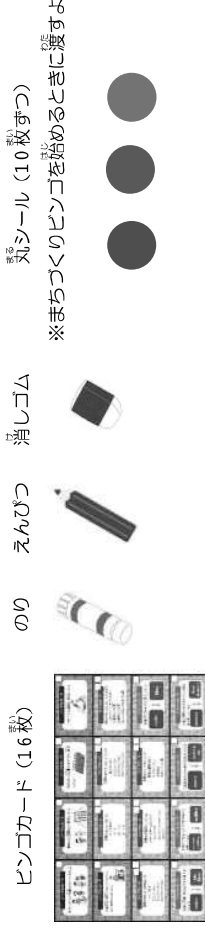
みんなが住む札幌市をもっと良くするために多くの人たちの協力が必要で
す。これからも「にここに、わくわく、ひかびか」の気持ちを忘れずに、身近にで
きるたくさんの方のまちづくりに取り組んでください。

まちづくりピンゴをしよう



まちづくりピンゴで楽しくまちづくりを知ろう！

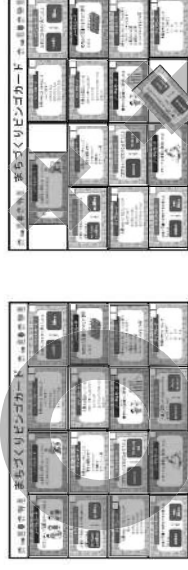
必要なもの



※まちづくりピンゴを始めるときに渡すよ

まずは、ピンゴカードをきれいに切って

次のページのピンゴカードシートに自由に並べて貼り付けよう！



ルール

- ① 進行役がランダムにカードを選んでカードを見せるよ！
- ② そのカードの右上の四角にシールを貼ろう！
 - ・シールは3色あるよ！どのシールを貼るかは下にある説明をを読んでね！
 - ・シールは1つ1つポイントだよ！クイズカードは正解したらもう1つシールを貼れるよ！好きな色のシールを貼ろう！
- ③ ピンゴになったらその列のポイントがもらえるよ！

にここに



・・・みんなが安心して暮らせる活動や取り組み

わくわく



・・・楽しい、わくわくする活動や取り組み

ひかびか



・・・きれいなまち、エコになる活動や取り組み

まちづくりビンゴカード



まちづくりビンゴ プレーイングマニュアル

まちづくりビンゴとは、町内会・自治会が取り組んでいるような地域まちづくりについて学ぶことができるビンゴ形式のゲームです。コロナ対策のため、令和2年度に「MaG(まちづくりゲーム)」を参考にビンゴ形式のゲームを制作し、令和3年度にブラッシュアップし「まちづくりビンゴ」が完成しました。

1 用意するもの

A まちづくりビンゴ冊子(4ページ) ※A2サイズ、両面カラー、短辺綴じ



B ビンゴカード ※A2サイズ、片面カラー

C のり、赤えんぴつ、消しゴム



D 丸シール(赤・青・緑、各10枚ずつ程度)



2 事前準備

ビンゴカードを一枚ずつ切り、まちづくりビンゴ冊子内のビンゴシートのページに貼る必要があります。

貼る場所は、参加者に自由に選んでもらいます。

※小学校等で実施する場合、時間に限りがあるため、事前に一式を送付し、切り貼りしておいて頂く必要があります。

3 事前説明

「まちづくりビンゴ」の冊子に沿って順に説明していきます。ビンゴに入る前には、まずは「まちづくりって何？」をテーマに、清掃活動やごみの分別、緑化活動、子育てサロン、交通安全の見守り等もまちづくり活動の一部であることを説明します。

4 まちづくりビンゴの遊び方

A 遊び方

※「まちづくりビンゴ」は、4×4、計16コマのビンゴゲームです。

①ファシリテーターがビンゴカードをランダムに引き、示します。

②参加者は自分のビンゴシートからそのカードを見つけ、右上の四角マスに赤・青・緑のいずれかのシールを貼ります。

それぞれのシールの色には意味は以下のとおりです。

にこにこ



みんなが安心して暮らせる活動や取り組み

わくわく



楽しい、わくわくする活動や取り組み

ひかひか



きれいになる、エコになる活動や取り組み

貼るシールは参加者の自由です。

このカードだから、「青」だよね。といったような誘導はしないよう注意しましょう。

③ファシリテーターは参加者が全員1列はビンゴになるまでカードを引きましょう。

④ビンゴ終了後、ポイントの計算をしてもらいます。

ビンゴになった列の赤・青・緑シールをそれぞれ数えてビンゴ冊子の振り返りページに記載します。

一番多かったシールの色によって、参加者が目指すまちづくりがどんなものなのか以下のように示します。

にこにこ



このポイントが一番多かったあなたは、安心できるまちづくりを目指す優しい心の持ち主だね！

わくわく



このポイントが一番多かったあなたは、楽しいまちづくりを目指すいろんなアイデアの持ち主だね！

ひかひか



このポイントが一番多かったあなたは、きれいなまちづくりを目指すルールを守る強い正義感の持ち主だね！

※参加者同士のポイント数を競わせるものではありません。

⑤最後に、自宅で保護者等と今後自分が頑張るまちづくりについてお話をしてみるよう呼び掛けましょう。

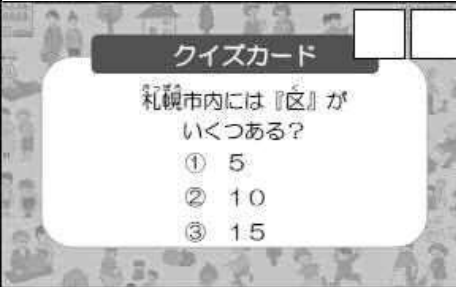
B ビンゴカードについて

ビンゴカードには、ノーマルカード、クイズカード、イベントカードの三種類があり、それぞれ進行方法とポイントの加算方法に違いがあります。

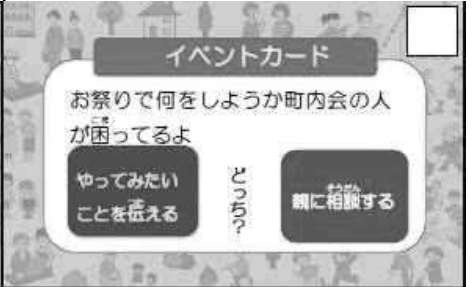
a ノーマルカード（全5種）



b クイズカード(全6種)



c イベントカード(全5種)



【主旨】

ノーマルカードは、地域のまちづくり活動を紹介しているカードです。

クイズカードは、札幌市についてクイズが記載されているカードです。

イベントカードは、地域の問題を示し自分ならどのように行動するか考えるカードです。

【進行方法】

参加者に対し、「参加したことがあるか？」「活動を知っているか？」というような呼びかけをします。
進行に指定はありませんが、参加者の興味・関心を引くような進行を要します。

クイズを出題し、正解だと思う番号に○を付けてもらいます。
正解した場合はシールを2つ、不正解の場合はシールを1つ貼るよう指示します。

カードに記載されている問題を提起し、自分ならどうするかを2択から選び、○を付けてもらいます。
正解・不正解はありませんので、参加者の自由選択となります。